

人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コース

を人材育成に活用しませんか 令和4年～8年度の期間限定助成金

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、

企業の持続的発展のため、

- ① **事業展開**（新分野への進出、事業展開、業種転換、業態転換など）に伴う人材育成
- ② 事業展開は行わないが**DX（デジタル・デジタルトランスフォーメーション）化やグリーン・カーボンニュートラル化**を推進していくために必要な人材の育成

を行う事業主を対象とした助成金です。

助成率・助成額

経費助成

受講料

75%

大企業60%

×

+

賃金助成

1人1時間当たり

960円

大企業480円

×

所定労働時間に
受講した時間数

支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

岡山労働局・ハローワークは
人材開発支援助成金の活用を推進しています。



► 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供したりすることなどにより、新たな分野に進出すること。このほか、事業又は業種を転換することや既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたります。

- 例：・医療系システムの開発を行っていた事業主が、「農業支援システム」の開発を行うため、エンジニアを農業システム関係の学校に通わせる
・飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座を受講させる
・カーナビ画面のフィルム製造をしている企業が、新しくゲーム機専用のフィルムを開発するため、専門的な講師を招いて開発ノウハウを習得させる 等

► 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革等を行い、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・建設現場において、3次元設計などのICT技術を習得させるための講座を受講させる
・営業部門において、ITツールを活用したWEB集客のノウハウの習得させるための講座を受講させる 等

► 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

CO₂などの温室効果ガスの削減等を目指し、エネルギーへの理解を深めながら、環境に配慮した材料への変更や設備導入等を通して、企業の付加価値を高めていくこと。

- 例：・農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO₂削減を実施するためドローンスクールに通わせる
・風力発電機や太陽光パネルなどの環境に配慮した電力供給システムを構築するためエンジニア育成講座を受講させる 等

活用例

【事例①】 DX化

事業所Aの場合（建設業・中小企業）

従業員数：30人（うち受講者1人）

土木や建築工事にドローンによる測量を取り入れる等デジタルの導入による効率化を図ることに伴い、労働者にドローン技術資格を取得させる。

助成額：159,800円

経費助成182,500円×75% = 136,800円(100円未満切捨)

賃金助成960円×24H(8H×3日) = 23,000円(100円未満切捨)

【事例②】 事業展開

事業所Bの場合（農業法人・中小企業）

従業員数：75人（うち受講者2人）

現在は、果樹等を栽培し、市場、卸業者等を通じて出荷しているが、ネット通販事業を立ち上げ予定。これに伴い、ECサイトの立ち上げや運営に従事する従業員を対象に、サイト設計、WEBマーケティング及び顧客分析等の研修を受講させる。

助成額：432,600円

経費助成250,000円×2名×75% = 375,000円(100円未満切捨)

賃金助成960円×60H(5H×6日×2名) = 57,600円(100円未満切捨)

支給対象事業主の要件

- ① 事業展開等実施計画届を作成する事業主であること（計画届出時に提出が必要です）
- ② 雇用保険適用事業主であること
- ③ 訓練開始日の1か月前までに、計画届を提出すること
- ④ 訓練期間中も、対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- ⑤ 支給申請日までに、事業主が訓練経費を全額支払うこと
- ⑥ 訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書を提出すること